	問	答
1	Q:対象となる事業者は県内の企業に限るか?	A:「県内に本社又は営業所のある事業者」を対象としますが、その他知事が認める者として、県外事業者も「県内で事業を営み、以下①②のいずれかを満たす場合」に限り対象とします。 ①県内事業者と共同申請を行う県外事業者 ②県内で宿泊施設または観光施設を運営する県外事業者
2	Q:観光協会は補助対象事業者として認められるか?	A:令和6年度事業において、補助対象事業者に含みます。
3	Q:事業収入とは?	A:本事業実施にあたってのモニター参加費等の参加者負担部分の実費です。商品を実際に販売された後の収入は含みません。 申請時は見込みを記載し、実績報告時は、収入確定額を報告してください。 また、補助対象経費は、支出から事業収入を差し引いた額を対象としますので、ご注意ください。
4	Q:県内産品を活用した「お土産品」や「食事メニュー」の開発事業について対象になるか。	A:本事業の主たる目的は、観光客向けの、宿泊プラン開発、着地型旅行商品開発、 周遊プラン開発ですので、「お土産品」や「食事メニュー」のみ単体での商品・メニュー 開発は対象となりません。ただし、観光客向けの体験プログラム等を盛り込んだ旅行 商品に付属するお土産品開発や食事メニュー開発に係る費用は、補助対象となる場 合があります。